

(仮称) 横須賀港新港地区公有水面埋立事業
環境影響予測評価実施計画書に係る
補足資料

令和 7 年 4 月 18 日

横須賀市

目次

0-2	評価項目の選定に関わる工事の項目について	1
3-1	埋立てに使用する土砂について	3
3-2	浚渫土砂の分析について	4
3-3	外から受け入れる土砂の調査について	5
4-2	「港湾施設の稼働」の評価の必要性について（再質問）	6

0-2[事業内容 廃棄物・発生土]評価項目の選定に関わる工事の項目について

【質問】

評価項目選定表において、工事の実施の環境影響要因として「護岸工事」、「埋立工事」、「工事用車両の走行」が示されている。一方で、工事工程には浚渫工事とインフラ整備もあるが、これらは「護岸工事」、「埋立工事」のどちらに含まれるか明確にした上で、廃棄物・発生土の評価項目の選定が妥当かどうか説明してほしい。

【回答】

実施計画書 p 295 表 4-1-1 備考のとおり、「浚渫工事」は護岸の工事に含まれ、記載が無かった「インフラ整備」は、同表既存設備の撤去等を含むものとしています。ついては、p296 の評価項目選定表の 廃棄物・発生土 については、護岸の工事のみ該当で修正の必要はありません。

また、実施計画書 P283 表 3-2-1 の工事内容を考慮しつつ、実施計画書 P295 表 4-1-1 備考を修正しました。この際、読み手側が工事内容をイメージしやすいように表 3-2-1 の工事内容と表 4-1-1 の備考で異なる表現をしております。）

実施計画書 P283 表 3-2-1 の工事内容	実施計画書 P295 表 4-1-1 の備考
外郭施設築造（岸壁・護岸）	護岸工
泊地浚渫	浚渫工
埋立（土砂投入）	埋立工
基板整備（インフラ）	インフラ整備
用途変更	既存施設の撤去

（参考）

実施計画書 P283 表 3-2-1 対象事業の工事工程

表 3-2-1 対象事業の工事工程

工事内容	年次														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
外郭施設築造（岸壁・護岸） 															
泊地浚渫 															
埋立（土砂投入） 															
基板整備（インフラ） 															
用途変更 															

実施計画書 P295 表 4-1-1 対象事業に係る環境影響要因

表 4-1-1 対象事業に係る環境影響要因

区分	環境影響評価要因	備考
工事の実施	護岸の工事	護岸工、浚渫工、インフラ整備、既存施設の撤去等を含む
	埋立の工事	埋立工（土砂投入及び造成）
	工事用車両の走行	
土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	
	港湾施設の稼働	
	施設関連車両の走行	

1 環境影響要因の把握及び評価項目の選定

1) 環境影響要因の把握

本事業の実施に伴う工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用に関する環境影響要因を、事業計画や環境特性から表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 対象事業に係る環境影響要因

区分	環境影響評価要因	備考
工事の実施	護岸の工事	護岸工、浚渫工、インフラ整備、既存施設の撤去等を含む
	埋立の工事	埋立工（土砂投入及び造成）
	工事用車両の走行	
土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	
	港湾施設の稼働	
	施設関連車両の走行	

2) 評価項目の選定

環境影響評価項目の選定にあたり、別添 1～3 より抽出した本事業の主な事業特性を表 4-1-2 に、事業実施区域周辺の主な地域特性を表 4-1-3 に示す。

また、それらを踏まえて選定した環境影響評価項目を表 4-1-4 に、評価項目の選定又は非選定の理由を表 4-1-5 に示す。

表 4-1-2 本事業の主な事業特性

区分	本事業の主な事業特性
事業計画	・港湾施設等からの生活排水や公園利用に伴う污水排水は公共下水道放流する。
工事計画	・護岸工事および埋立工事が本事業の主な工事である。 ・本埋立に用いる土砂（建設発生土及び浚渫土）は、横須賀市が定める受入基準を満足していることを確認した上で投入を行う。 ・事業実施区域には、神奈川県指定の有形文化財「東京湾第三海堡構造物（兵舎・観測所・探照灯・砲側庫）」が存在しており、工事中は、設置区画の適切な保護を図る。

表 4-1-3 事業実施区域周辺の地域特性

区分	事業実施区域周辺の地域特性
社会的状況	・埋立地に最も近接する住宅は、事業実施区域の約 40m 南西側に存在する。 ・事業実施区域周辺の通学路の一部が工事用車両や施設関連車両と重複している。 ・事業実施区域周辺の 24 時間自動車交通量やピーク時間交通量は、一般国道 16 号や一般国道 134 号が多い。 ・事業実施区域周辺の一般環境大気測定局（横須賀市池上コミュニティセンター）の観測結果によると、光化学オキシダントを除く測定項目で環境基準値を下回る結果となった。 ・事業実施区域周辺の自動車排出ガス測定局（小川町交差点〔一般国道 16 号沿道〕）の観測結果によると、すべての観測項目が環境基準値を下回る結果であった。 ・事業実施区域周辺の道路交通騒音調査結果（事業関連調査）によると、一般国道 16 号で昼夜ともに環境基準値を上回る結果であった。
自然的状況	・事業実施区域近傍の気象観測結果によると、風向出現頻度は南西方向が最も高く、次いで北方向となった。 ・事業実施区域内には重要な地形は存在しない。 ・事業実施区域内には急傾斜は存在しない。
その他の状況	・事業実施区域内には有形文化財が存在する。 ・事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。 ・事業実施区域近傍には平和中央公園眺望景観保全区域が設定されており、将来、埋立地にも保全区域の適用が見込まれることから、今後、事業者は関係部署と協議等を進め、横須賀市景観条例等に基づいた適切な建築等の行為を進めていく。

3-1[土壌汚染]埋立てに使用する土砂について

【質問】

埋立てに使用する土砂について検討するに当たり、水底土砂の判定基準は土壌汚染対策法の基準に比べて緩い基準であることから、浚渫土砂による埋立てを行うことにより、埋立て後の土地が同法の基準を超過するおそれがある。

そういったことを踏まえ、埋立てに際し、浚渫土砂と外から受け入れる土砂をどのように使い分けることを想定しているか説明してほしい。

【回答】

浚渫土砂と外部から受け入れる建設発生土の使い分けは下図のとおりで考えています。事業区域内の浚渫土砂及び外から受け入れる建設発生土は土運船で海上運搬し水中投入します。ただし、土運船による水中投入は船舶航行の安全上-6 mまでとなります。-6 m以浅から陸上になる部分は、建設発生土による埋立を考慮しており、埋立の高さは+4 mと想定しています。

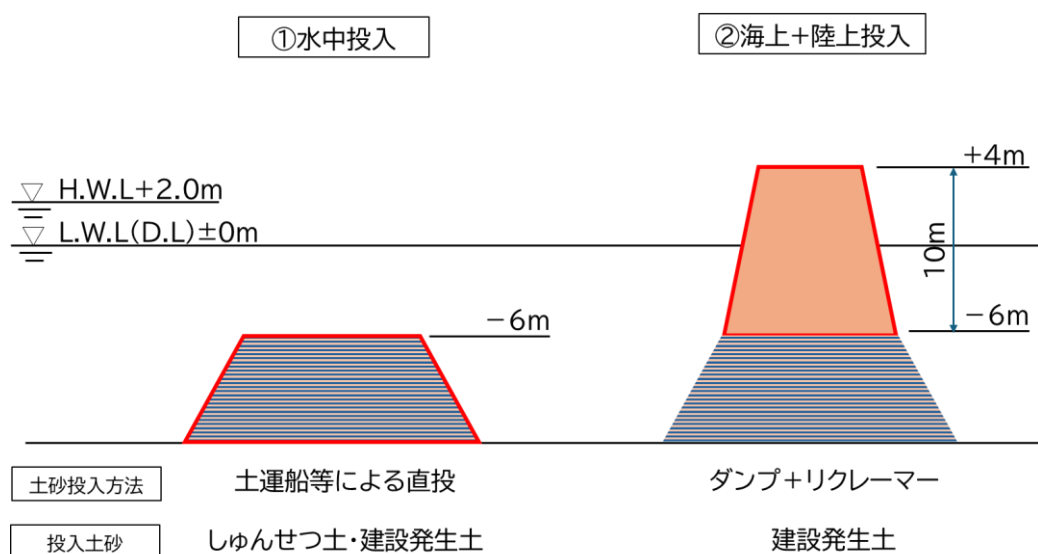


図1 浚渫土砂と建設発生土の埋立材としての利用想定

3-2[土壌汚染]浚渫土砂の分析について

【質問】

水底土砂の判定基準は土壌汚染対策法の基準値より 10 倍程度緩い基準値となっており、また、土壌汚染対策法の基準項目には、水底土砂の判定基準にはない項目もある。

そういったことを踏まえ、浚渫土砂の分析について説明してほしい。

【回答】

浚渫土砂の分析項目については、水底土砂の判定基準をベースとし、土壌汚染対策法の基準項目も考慮するものと考えていますが、今後、本市環境部局とも協議を重ね、不足のないように項目選定と基準値を定めていきます。

3-3[土壤汚染]外から受け入れる土砂の調査について

【質問】

P F A S など土壤汚染対策法に基準がないものの、市民が懸念している項目もあるので、外から受入れ土砂について、基準がない項目についても地歴調査などの調査をした方が良く考える。外から受け入れる土砂について、どのような調査をするか説明してほしい。

【回答】

外部から受け入れる土砂にあたっては、発生元の搬出事業者により地歴の確認（土壤汚染対策法に基づく要措置区域または形質変更時要届出区域の指定や水質汚濁防止法に基づく特定事業場の確認等）、土砂の検定試験を行い、品質が確認できるものとします。土質試験項目及び基準値、試験頻度等は本市環境部と協議を重ね、今後、受入れ条件を定めていきます。

環境基準が定まっていない P F A S 等に関しては、ガイドライン等が定まり次第対応します。

4-2[騒音・低周波音]「港湾施設の稼働」の評価の必要性について（再質問）

【質問】

既存ふ頭の調査結果から「港湾施設の稼働」による騒音の評価をする必要がないとの説明について、新ふ頭ができれば、ふ頭が2つになるという視点も踏まえて、定量的な根拠などを説明してほしい。

【回答】

審査会で頂きましたご意見を踏まえ、以下の考え方のもと、実施計画書 P298 表 4-1-5 (2) 騒音の「港湾施設の稼働」の選定しなかった理由を修正しました。

（評価項目 騒音 「港湾施設の稼働」を選定しなかった理由の考え方）

新たなふ頭では既存施設同様に著しい音が発生する設備や作業は想定されません。仮に新たにふ頭施設が新設することにより増える音のエネルギー量を多めに見積もって現在の2倍と想定した場合であっても、将来の騒音値は実施計画書の p133 に示す現況調査結果の+3dB となり、朝～夜間のいずれの時間帯についても規制基準値以下となることから、評価項目として選定しませんでした。

また、実施計画書 P133 表 2-2-62 と p134 図 2-2-60 は、道路交通騒音や既存施設騒音を一括で整理していたことから、修正いたしました。

（音のエネルギー量が2倍になった場合、現況調査結果+3dB となる理由）

一般的に、音の大きさはデシベル（dB）という単位で表現されることが多く、音の大きさをデシベルではなくエネルギーで表現した場合、とても大きな数値となり、取扱いが難しくなるため、簡易な表現となるデシベルで表現が行われています。

例）47dB をエネルギー量に換算した値： $47dB = 10^{47/10} = 50118W$

音の四則演算はエネルギー量で行うことから、音のエネルギーが2倍となる場合は、 $50118W \times 2 = 100236W$ となり、これをデシベルに換算すると、 $10\log_{10}(100236) \approx 50dB$ となり、47dB の2倍した結果が約50dB とその差が3dB となります。

（参考）P133 表 2-2-62 (2) 新港地区周辺の施設騒音調査結果

表 2-2-62 (2) 新港地区周辺の施設騒音調査結果

番号	路線名	測定地点	測定年度	車線数	用途地域	曜日区分	時間区分	騒音レベルの90%レンジ上端値 (dB)	規制基準値 (dB)
6	— (新港ふ頭敷地境界)	新港町13地先	令和5年度	—	準工業地域	平日	朝	53	60
							昼間	55	65
							夕	53	60
							夜間	47	50
						休日	朝	54	60
							昼間	56	65
							夕	53	60
							夜間	47	50

注：表内の番号は図 2-2-60 の番号に対応する。

出典：「新港ふ頭周辺騒音等測定・事後評価業務（令和6年3月）」（令和6年8月閲覧、横須賀市提供資料）

表 4-1-5 (2) 各評価項目の選定した理由又は選定しなかった理由

評価項目	評価細目	区分	環境影響要因	選定・非選定	選定した理由、選定しなかった理由
土壌汚染	土壌汚染	工事の実施	工事用車両の走行	-	工事用車両の走行による土壌汚染の発生は想定されないため、項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在 港湾施設の稼働 施設関連車両の走行	-	埋立地の存在や港湾施設の稼働、施設関連車両の走行による土壌汚染の発生は想定されないことから項目として選定しない。
騒音・低周波音	騒音	工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	○	建設機械の稼働による騒音の影響が想定されることから、項目として選定する。
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行による騒音の影響が想定されることから、項目として選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	-	埋立地の存在による騒音の発生は想定されないことから項目として選定しない。
			港湾施設の稼働	-	新たな港湾施設では既存の港湾施設と同様に著しい音が発生する設備の設置や作業の実施が想定されません。 将来新たな港湾施設が新設されることで、p2-2-199(133)に示す既存の港湾施設に対する騒音値（騒音調査結果）が2倍になったと仮定しても、騒音値は規制基準値以下となることから項目として選定しない。
	低周波音	工事の実施	施設関連車両の走行	○	施設関連車両の走行による騒音の影響が想定されることから、項目として選定する。
			護岸の工事 埋立の工事 工事用車両の走行	-	工事の実施による低周波音の影響は想定されないため、項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	-	埋立地の存在による低周波音の発生は想定されないため、項目として選定しない。
			港湾施設の稼働 施設関連車両の走行	-	港湾施設の稼働や施設関連車両の走行による低周波音の発生は想定されないことから、項目として選定しない。
振動	振動	工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	○	建設機械の稼働による振動の影響が想定されることから、項目として選定する。
			工事用車両の走行	○	工事用車両の走行による振動の影響が想定されることから、項目として選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	-	埋立地の存在による著しい振動の発生は想定されないことから項目として選定しない。
			港湾施設の稼働	-	港湾施設の稼働による振動の発生は想定されないことから、項目として選定しない。
			施設関連車両の走行	○	施設関連車両の走行による振動の影響が想定されることから、項目として選定する。
地盤	地盤沈下	工事の実施	護岸の工事	-	工事では地下水の採取等を行わない

また、事業者である横須賀市が港湾計画改訂前及び東京九州フェリー就航後に実施した騒音調査結果を表 2-2-62 に、調査位置を図 2-2-60 に示す。

これによると、1 箇所（本町 1 丁目 4 番地）で昼夜の時間で環境基準値を上回る結果となった。

表 2-2-62 (1) 新港地区周辺の道路交通騒音調査結果

番号	路線名	測定地点	測定年度	車線数	用途地域	曜日区分	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準値 (dB)	出典
1	一般国道 16 号	本町 1 丁目 4 番地	令和 2 年度	4	商業地域	平日	昼間	72	70	1
							夜間	67	65	
2	市道 7185 号	平成町 2 丁目 7 番地		4	第一種住居地域		昼間	59	70	1
							夜間	53	65	
3	国道 134 号	根岸町 1 丁目 10 番地	令和 5 年度	4	近隣商業地域		昼間	65	70	1
							夜間	59	65	
4	市道 7185 号 (治道)	日の出町 1 丁目 4 番 12 地先		4	商業地域	休日	昼間	62	70	2
							夜間	56	65	
							昼間	62	70	
							夜間	55	65	
5	市道 7185 号	小川町 16 番地		4	商業地域	平日	昼間	62	70	2
							夜間	56	65	
						休日	昼間	62	70	
							夜間	55	65	

注 1：表内の灰色のハッチングは環境基準値を超過したことを示す。

注 2：表内の番号は図 2-2-60 の番号に対応する。

注 3：昼間は 6～22 時の時間帯を示し、夜間は 22～6 時の時間帯を示す。

出典 1：「横須賀港湾環境現況調査業務（令和 2 年 3 月）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市提供資料）

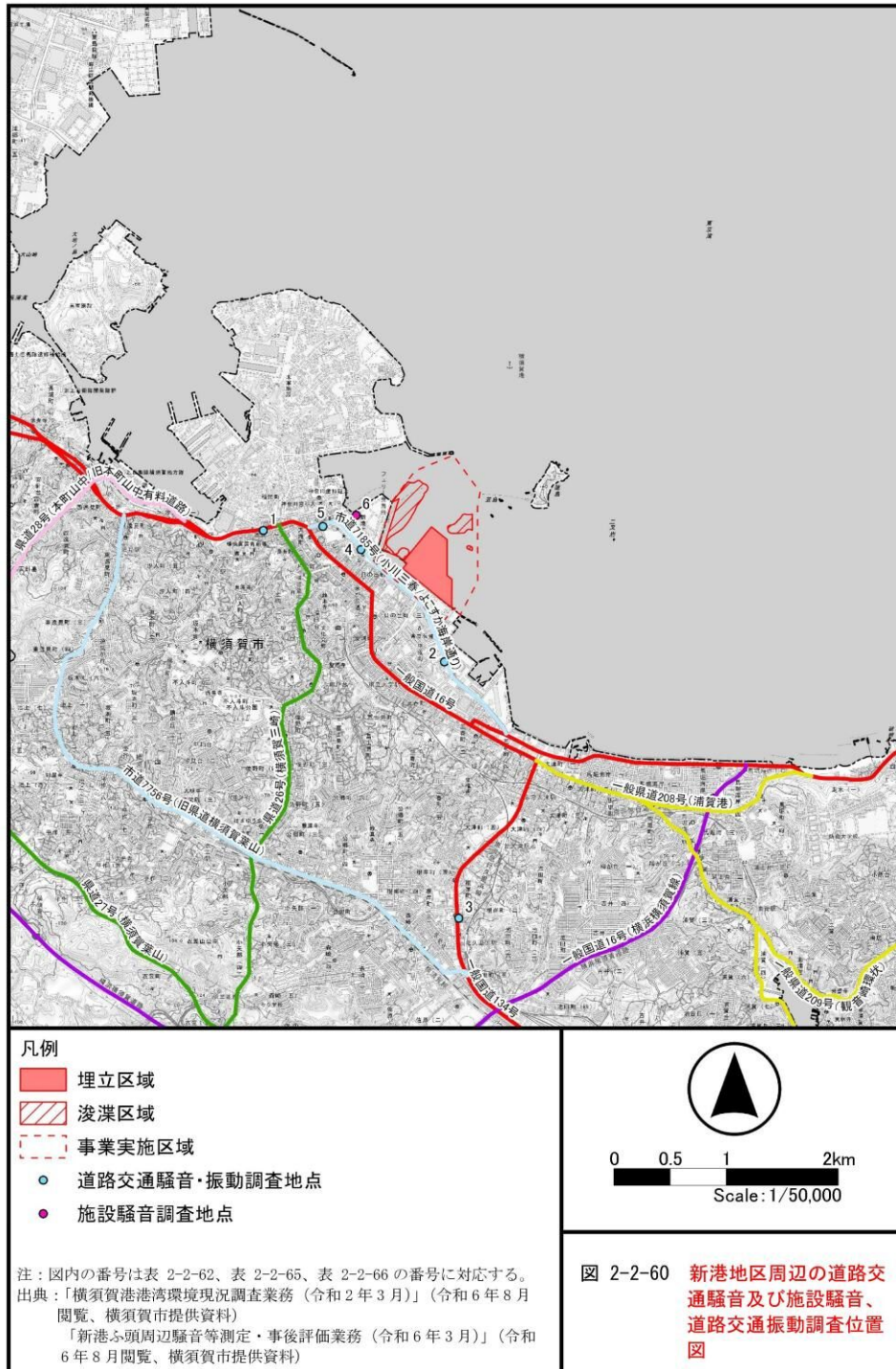
出典 2：「新港ふ頭周辺騒音等測定・事後評価業務（令和 6 年 3 月）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市提供資料）

表 2-2-62 (2) 新港地区周辺の施設騒音調査結果

番号	路線名	測定地点	測定年度	車線数	用途地域	曜日区分	時間区分	騒音レベルの 90%レンジ 上端値 (dB)	規制基準値 (dB)
6	— (新港ふ頭敷地境界)	新港町 13 地先	令和 5 年度	—	準工業地域	平日	朝	53	60
							昼間	55	65
							夕	53	60
							夜間	47	50
						休日	朝	54	60
							昼間	56	65
							夕	53	60
							夜間	47	50

注：表内の番号は図 2-2-60 の番号に対応する。

出典：「新港ふ頭周辺騒音等測定・事後評価業務（令和 6 年 3 月）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市提供資料）



2-2-120
 (134)